



令和6年 告示第19号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和6年11月27日

板野東部消防組合

監査委員 日根 啓一



板野東部消防組合

監査委員 佐野 慶一



記

1 監査の対象

(1) 監査対象機関及び期間

板野東部消防組合消防本部 総務課、警防課、予防課、通信指令課
令和6年4月1日～令和6年9月30日

(2) 職員組織の状況

(3) 財務・事業に関する重点事項

(4) 予算の執行状況

(5) 委託契約の状況

(6) 公有財産の状況

(7) 現金公有財産物品等の亡失棄損その他事故の状況

(8) 監査及び検査等に関する事項

(9) 繰越明許費の状況

(10) 各課が所管する団体、組織等

2 監査の時期

(1) 監査日 令和6年10月18日(金) 午後2時

(2) 場所 板野東部消防組合消防本部2階 大会議室

3. 監査の結果

(1) 全 般

各町の広報誌をみると、「防災訓練」「防災フェスティバル」等が2、3ヶ月に1度掲載されています。

今後は、具体的な防災対策や救急出動状況等について、各課が把握している情報知識等を各町の広報誌に定期的な掲載を依頼し、公共の福祉に資することを期待しています。

(2) 総務課

徳島県下の消防署等において、給料手当の誤支給、源泉徴収の誤りが新聞に掲載されております。特に、本年度は6月に定額減税もあり、関係法令や、国からの通達を十分に確認し、的確に運営して下さい。

(3) 警防課

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されましたが、近況としては高い発生率となっており、また酷暑による熱中症もあり、救急出動件数が多くなり救急隊員は非常に苦労したものと思います。

ただし、出動件数の内訳では軽傷患者が半分以上を占めていることから、「徳島救急医療電話相談」(#7119)の利用を促すよう努めて下さい。

(4) 予防課

防災意識の普及推進のため、板野東部婦人防火クラブ及び板野東部少年少女消防クラブの会員に各町が主催する防災関係行事に参加を促し、積極的な活動を期待します。

特に板野東部少年少女消防クラブの会員でない者に対しても、学校を通じ参加を促し、若い内から将来を担う人材育成に努めて頂きたい。

(5) 通信指令課

119番通報で、スマートフォンを利用した「映像通報システム」の本格的な導入と利用促進のための広報活動に努め、効果的な救命処置等に繋がることを期待しています。

以 上